

## 医療機関を受診するためには「健康保険証」の提示が必要です!

### 提示 健康保険証は必ず持参しましょう

継続して通院している方▶月に1回の提示

**70歳から74歳の方**

▶国民健康保険の保険証と高齢受給者証の提示

**75歳以上の方**

▶後期高齢者医療被保険者証を提示



国民健康保険被保険者証



高齢受給者証



後期高齢者医療被保険者証

### 転退職 転職・退職の場合の手続き

退職日までに保険証を返却しなくてはなりません

※被扶養者(配偶者や子どもなど)の保険証も一緒に返却してください

退職後、新たな就職まで期間が空く場合には



- ▶国民健康保険に加入する
- ▶任意継続の手続きをする
- ▶家族の扶養に入る

### 転居 国民健康保険に加入している方が転居する場合には

同一市町村の場合

▶役所で転居手続き

市町村が変わる場合

▶引っ越し元で「資格喪失手続き」を行い、引っ越し先で「加入手続き」を行います。



### マイナンバーカードを 保険証として 利用できます

マイナンバーカードを使用するメリット

転職・転居してもずっと使える!

特定健診やお薬の情報が  
見られる!

顔認証で受付を自動化

マイナンバーカードを  
保険証として利用する方法は  
こちらから▶



ご要望は何なりとご遠慮なくお寄せください

**岩手県医師会**

「お元気ですか」次回の掲載は4/27(水)です。



〒020-8584 盛岡市菜園2丁目8-20 TEL.019-651-1455 FAX.019-654-3589

協賛/岩手県医師信用組合・岩手県予防医学協会・JA岩手県厚生連



**子ども救急相談電話**

受付時間/午後7時~午後11時

**☎ 019-605-9000**

または ☎ #8000 ※PHS・ダイヤル回線・IP電話の方は上記の番号をご利用ください。